

全建労発第 60 号
平成 27 年 9 月 25 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 の規定に基づく医師による面接指導の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について周知依頼がありました。

つきましては、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるように、基本的な考え方及び留意事項に十分ご留意いただきますよう、貴協会会員に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

以上